



HPはこちら

東日本ユニオン NEWS

JR東日本労働組合
発責 教育・広報部
2020年3月6日 No.180

「新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る休暇等の一時的な取扱いについて」

東日本ユニオンは3月6日、本社より「新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る休暇等の一時的な取扱いについて」の説明を受けました。※実施は2020年3月1日より当面の間。

説明では「新型コロナウイルスの感染の流行を早期に終息させ、社員等が安心して働ける環境を整えるため、当面の間、就業規則の一部を特例として取扱う」とし「感染防止に努めるとともに、もし熱やせきがある場合には、速やかに管理者に相談してください」としています。

◎カゼ症状が軽度で、自宅で安静・療養していた場合

厚生労働省の「基本方針」では「風邪症状が軽度である場合は、原則、自宅での安静・療養」としています。

社員に風邪の症状がある場合は「年休」「保存休暇」「私傷病休暇」にて仕事を休むこととなりますが、自宅等での安静・療養の場合には「医師の診断書」の提出等ができません。そのため書類の提示や提出を「省略する」としています。

制度	書類提出等	→	一次的な取扱い（特例）	
年 休	な し		→	書類の提出等を省略
保存休暇	私傷病の事実を証明する書類の提示			
私傷病休暇	医師の診断書の提出			

◎小学校等の臨時休校に伴い、子の養育をする必要がある場合

政府より小学校等の臨時休校の要請があり、小学校等に通う子を持つ社員の中には、やむを得ず、急遽、仕事を休まなければならないケースもあります。そのため、休暇等の取扱いを一時的に変更し「休暇等を取得しやすいようにする」としています。

制度	現 行	→	一次的な取扱い（特例）	
半 休	×		→	○
保存休暇	○ (小学校3年生まで)			○ (小学校6年生まで)
養育休暇	○ (小学校3年生まで 月5日)			○ (小学校6年生まで 月上限なし)
時間の欠勤	×	○		

不安を解消するために、申22号、申23号の団体交渉の早期開催を強く求めています！